

「平成 30 年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策について」

(抜粋：8月2日改訂)

- 1 災害復旧事業等の促進、机上査定限度額・採択保留額の引き上げ等
- 2 共済金の早期支払等
- 3 災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化、貸付限度額の引上げ及び実質無担保・無保証人での貸付け等の特例措置
- 4 被災農業者向け経営体育成支援事業による農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕、農業用ハウスの資材や機械のリース導入、共同利用施設（集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、乳業工場、畜産物処理加工施設等）や卸売市場等の再建・修繕・施設の撤去等に要する経費を助成
- 5 被害果樹等の植え替えや未収益期間に要する経費、収穫物運搬や樹体保護に必要な費用、追加防除・施肥、追加的な種子・種苗確保、不足する粗飼料の購入、畜舎や機械等の簡易な補修、被災した集出荷施設等における簡易な補修等の支援
- 6 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援
- 7 長寿命化対策、大区画化、ため池の緊急点検・応急整備、小規模な水路等の地域共同による復旧活動及び鳥獣被害防止施設等の再整備等を支援
- 8 木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成、航空レーザ計測による調査を実施
- 9 漁場等に堆積・漂流する流木等の回収・処理の推進等